

2022年3月24日

東京都情報公開審査会御中

審査請求人

## 意 見 書

3生広情第703号、第704号及び第705号の指示に従い、次の通り、処分庁の3通の理由説明書、都公委（総・文・情）第945号、第946号、第947号に対して、情報公開審査会に意見申し上げます。

### 1 審査請求人の氏名及び住所又は居所

### 2 審査請求に係る処分の内容

警視庁が2020年10月27日監総文情第5281、監総文情第5282、及び監総文情第5283号により審査請求人に通知した3件の開示請求に対する非開示決定。

### 3 意見

処分庁の3件の理由説明書による説明は、多少の文言の違いはあるがほぼ同じ内容であり、その大部分は公文書不開示の結果通知書と弁明書で既に主張されている内容を言い換えたものである。従ってそれに対する審査請求人の意見も、既に審査請求の理由、及び反論書に記した内容と概ね重複する。その内容全てを本意見書で繰り返し記載はしないため、既に審査請求人から提出された文書における主張と添付資料をよくお読みいただきたい。

それを踏まえた上で、審査会の委員の方々に審査の論点を明確化するために処分庁の理由説明における問題点を3点指摘する。

まず、処分庁の理由説明書の内容を整理すると概ね以下のようになる。

- ①東京都公安委員会では、刃物等を用いた犯罪行為等、一般的な犯罪供養物の犯行については、事件を認知した件数等の統計を公表している。
- ②しかし「電磁波や超音波を照射する攻撃」という特殊な犯罪供養物にかかる犯罪についての統計（諮問1563、諮問1565）や「電磁波を人体に照射して攻撃する武器」の発生の有無（諮問1564）については公表していない。
- ③従って、開示請求対象の公文書の存否に答えるだけで、特殊な犯罪供養物についての、警視庁の現段階での把握状況、分析、対策状況、着眼点、関心事項等が明らかになる。
- ④公文書開示請求は誰でもできるので、警視庁の把握状況、分析、対策状況、着眼点、関心事項について研究・分析を進めることが容易になる。
- ⑤それによって、特定部署において把握する捜査情報、関心事項、着眼点等が明らかになる。
- ⑥その結果テロ等の犯罪の潜在化・巧妙化が行われる恐れが認められる。警視庁の発見を免れる対抗措置や捜査妨害をすることも可能になる。処分庁の着眼点等に触れないような形で、不法行為が容易に行われてしまうなど、犯罪の予防、鎮圧または捜査その他の公共

の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる

⑦従って条例第7条第4号に該当する。

⑧公文書の存否を知らせないで本件開示請求を拒否しているので、一部開示することはできない。

①から⑦の部分は、不開示結果通知と弁明書に記載されている事を多少詳しく説明したものであり、⑧は、審査請求人が弁明書に記した「請求対象として想定される様々な文書の全てが、『犯罪を企図するもの等による不法行為を容易にし、犯罪の予防、鎮圧又は捜査を他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある』ことはありえず、内容を精査して警視庁の任務遂行に支障のない範囲でその一部を開示できるはずであり、そうすべきである。」という部分に対する処分庁の反論であると考えられる。

この処分庁の理由説明の1つ目の問題点は、審査請求人は一貫して、開示請求されている公文書を開示すること、不開示とすること、双方のメリットとリスクを比較考量して、決定を行う必要があると説明しているが、処分庁は公文書開示によるリスクのみを主張し、開示しないことのリスク及び開示することのメリットを一切無視している点である。

開示しないことのリスクについては、既に提出済みの文書の中で説明した通りであるが、もう一度要点をまとめると、現在、以下のような状況が存在する。

ア：電磁波照射による武器の存在と、そのような武器が使用されている可能性が高いという社会現実

多数の米国の政府職員や家族が世界各国で遠隔的な手段により攻撃されたと思われる「ハバナシンドローム」という健康被害の事件が数年にわたって起きており、それを米国国務省の依頼を受けて調査した科学者たちが、その原因は「無線周波数帯パルス波によるものである可能性が最も高い」、言い換えれば電磁波照射を用いた武器による可能性が最も高いと報告している。そのような状況を信頼のできる米国大手メディアが報じてきた。

イ：電磁波照射による攻撃を受けているという、都民も含む多くの人々の被害の訴えの存在

日本国内、そして都内にも「ハバナシンドローム」に似た、電磁波等の生体効果を用いた攻撃を受けている、と訴える人々が多数おり、処分庁も含めて警察等の公的機関にそのような被害を長年報告し、捜査などの対処を訴えてきた。東京都の認定するNPOも含めて被害者組織が存在し、社会的解決が現在訴えられている。

ウ イのような訴えに対して、処分庁も含めて公的機関が過去と現在において対処をしておらず、被害者が苦しんでいるという深刻な状況

現状では、処分庁も含めて警察は「過去にそのような件を捜査した事例が聞かれない」という理由等で、イにあるような市民の被害の訴えに捜査の端緒を見出さず、捜査を行うことはない。被害を訴える者たちは自分自身で捜査活動を行うことはできず、また、技術的困難さ等から、法廷で加害事実を証明するための証拠を自分で集めることもできず、ただ苦しみ、中には自殺するものもいる。

エ 処分庁の持つ情報を確認する必要性

審査請求者はこれらの状況を前提に、電磁波照射による武器やそれを用いた犯罪に関して処分庁が現在保有している情報や、それらの被害の訴えを処分庁が組織としてどのようにとらえているのかの確認に資する公文書の公開を求めている。その理由は、それを確認できなければ、被害を訴える人々や、それ以外の一般の都民も含め、そのような新しい武器や犯罪に対してどのように対処したらよいか知り、対処することができないからである。

対象となる公文書は、例えば処分庁がそれらの事柄について会議で討議した議事録や、調査した際に作成された文書なども含む、幅広い文書を含む。そのような事情を警視庁情報公開センターの担当官とよく相談し、捜査情報は公開できないことは踏まえた上で、審査請求人による3件の公文書開示請求が作成された。

アについて補足するため、本意見書に読売新聞の2021年10月17日付記事（参考資料1）を添付する。同記事には、ハバナ症候群の被害者が過去5年で200人を超え、その半数近くはCIA職員、約60人が国防総省、約50人国務省の関係者であることや、バイデン大統領が「この問題への対処は政権の優先事項だ」と強調し、2021年に10月に被害者が治療を受けやすくするために法案に署名し成立させたことが書かれている。この法律「S. 1828 - HAVANA Act of 2021」の概要を示した米国政府HP内のページのコピー（参考資料2）を添付する。

米国連邦議会で被害者を救済するためのこの法律が作られるにいたったのも、政府、行政が事態を公的に認め、調査情報を公開したことで、マスメディアがそれを取り上げることができるようになり、市民、メディア、議会に社会的議論が起り、適切な対処が取られるよう社会的圧力が生じたことによる。その調査情報やマスメディアの議論については審査請求書や反論書の添付資料もご参照いただきたい。つまり警察や軍だけで社会を守っているのではなく、社会の様々な機関が連携しながら、市民も議論し、犯罪やテロも含む様々な社会問題に対処しているのである。そのような市民社会と行政が連携して犯罪や社会問題にあたるためには、行政の持つ情報を可能な範囲で公開して人々が共有することが欠かせない。

全米発行部数第4位のロサンゼルス・タイムズの2022年2月24日コラム記事（参考資料3）では、イで審査請求人が言及しているような電磁波照射被害を訴える市民が米国にも多くいること、そしてハバナ症候群の被害者の救済を米国政府職員に限るのではなく、そのような被害を訴える市民も含めて扱う必要性を主張している。このように、情報が人々に共有されるからこそ、その対処法に対する議論が社会に起き、そして行政に対して対応を促すことにもつながる。

さて、このような文脈を踏まえた上で、議論となっている公文書が開示されることの市民にとっての利益とは、処分庁が所持作成している公文書の性質によって異なるため一概には言えないが、例えば

- ・電磁波照射等の方法による武器やそれを用いた犯罪が存在する可能性がある、と人々が知ることによって自衛措置がとれる。
- ・多くの警視庁職員が、電磁波照射等の方法による武器や犯罪の存在可能性、被害の訴えについて知ることにより、よりイに書かれたような被害の訴えに対してより適切に対処することができる。
- ・そのような武器や犯罪に対してどのように対処していったらよいか、ということについて市民同士、警視庁内、マスメディア、議会など様々な場で話し合い、対処の必要性について、処分庁を含む公的機関や議会、マスメディア、学術機関等に促すことができる。
- ・もし公文書が非存在の場合には、その事実を踏まえて、処分庁やその他の公的機関に適切な対処を要請したり、都議会や国会でそのような問題について議論するように促すことができる。

従って、存否応答拒否という不開示決定のリスクはその逆となる。すなわち

- ・ 処分庁の殆どの職員が、そのような犯罪の存在可能性すら知らないのので、イのような被害の訴えに対して、一切の適切な対応ができない。
- ・ 都民が、そのような武器や犯罪の存在可能性を知ることができないため、自衛できない。そのような武器や犯罪に対処する必要性について、社会的な議論を行うことができない。
- ・ その結果、電磁波照射等の方法によって犯罪を企図するものにとって、そのような犯罪を行うことが極めて容易になり、公共の安全が危険にさらされ、その状況が改善される見込みが低くなる。

以上のように、公文書を開示する利点と開示しないリスクを含めて考えた時、処分庁がこのような特殊な武器や犯罪についてどのようにとらえているかを示す公文書を市民に一切開示しないことが公共の安全の維持により役立つという主張は合理的ではない。

処分庁の理由説明の2つ目の問題点は、理由説明の⑧の部分、すなわち、対象公文書の存否の応答拒否をもって不開示としている以上、分割して一部開示はできない、という説明が説得力を欠いている点である。

処分庁が「公文書の存否に伝えるだけで」警視庁の現段階での電磁波や超音波を照射するといった特殊な犯罪供養物にかかる把握状況、分析、対策状況、着眼点、関心事項等が明らかになると主張する根拠は、その事件の認知件数等の統計を公表している刃物等を用いた一般的な犯罪と違い、そのような特殊な犯罪供養物にかかる犯罪についての情報を現在公表していないから、ということである。

この根拠の妥当性については、該当する公文書が存在する場合と、存在しない場合の両方について検討してみる必要がある。

対象公文書の存在可否を現在市民が知るべきがないのだが、もし仮に存在する場合、それが会議の議事録か、統計か、研究資料か、被害の訴えの記録か、何であるかはわからないが、既に審査請求書や反論書で繰り返し説明している通り、捜査情報など「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」事態を招く情報は非開示にして、公開できる情報のみ一部公開すればよいだけである。技術的には、処分庁が公開することは不適切と判断した部分が多い場合、文書の殆どの部分を非開示にして一部開示することも可能である。内容の開示部分に関わらず「公文書の存否に伝えるだけで」伝わる情報とは、「処分庁が、そのような特殊な供養物を用いた武器や犯罪やその被害に関して組織として何らかの認知をしている」という程度の情報ということになる。これを知られることが「特殊な犯罪供養物についての、警視庁の現段階での把握状況、分析、対策状況、着眼点、関心事項等が明らかに」なり、犯罪を容易にするほど恐れがある、という説明には無理がある。

逆に考えるとわかりやすい。処分庁がそのような特殊な供養物の関わる種類の犯罪について組織的に認知しているか否かという情報すら、全ての市民、議会、メディア、そして恐らく処分庁内のそのオペレーションに関わらない大部分の職員からも完全に隠し続けたまま、その特殊な武器やそれを用いた犯罪に対応するために研究活動を単独で長期間続け、対応するための部隊を整え、秘密捜査を展開する、というようなことは常識的かつ現実的に考えてありえないし、またあってはならない。

実際に、情報公開審査会の適切な助言を経て公文書が一部開示された際には、その非開示部分が妥当であるかは否かはその文書を見ないとわからないため、それはまた別の問題である。

次に、対象となる公文書が一切存在しない場合だが、この場合は、現段階で警視庁がこれらの特殊な供養物を用いた犯罪に対する組織的な認知をしていないということが明らかになることは事実である。

この場合、警視庁が、その特殊な供養物に関わる武器や犯罪、犯罪被害の訴えについて、

文書に残る形で、一切の会議や調査、研究、情報収集等の活動を行ったことがないと解釈できるであろうから、言い換えれば警視庁は組織として、そのような犯罪が起きる可能性がないと考え、分析したり情報を取る必要がないと現段階と判断していると理解できる。もしそうであれば、そのような特殊な供養物を用いた犯罪を容易にする恐れがあるということ処分庁が危惧すること自体が、その処分庁の判断と矛盾していると思われる。

しかし仮に、実際にそのような特殊な供養物を用いたテロも含む犯罪の恐れがあると処分庁が判断しているにもかかわらず、現在、そのような分析や調査を含むあらゆる活動が行えていない場合、それは大変な残念なことであり、その問題性自体を論じることは審査会の審査内容の範疇を超えるものであるかもしれないが、もし仮にそうであるならば、その事実が公開、周知され、先に述べたように、市民、議会、メディア、そして処分庁の多くの職員も含む様々な人々の認知と議論を通じて対処の必要性が社会的に促されることこそが、公共の安全を守るために資するのは議論の余地がないように思われる。

既に不服審査請求書で説明した通り、電磁波照射等の攻撃被害の訴えに現在処分庁が対処していないことは、そのような訴えを実際に警察署で試してみることで誰でも容易に確かめることができる事実である。電磁波照射等による被害の処分庁に対する訴えは、様々な個人、被害者組織から長年行われており、東京都認定のNPOの被害者組織がHPに公開している警視総監あての要望書から確認できる情報だけでも2008年から繰り返し訴えが行われている。一般論として警察も含めて行政機関は完璧ではない。人員も限られ、新しい仕事に着手することがためられる場合もある。もし、市民や議会など外部からの目が全く届かないなら、本当は必要であってもその仕事を先延ばしにしてしまうということはあらゆる行政機関に起きうることである。その場合、その状況を市民が知ることができなければ、その状況は変わりにくい。それは、その行政機関にとっては短期的には都合がよいかもしれないが、市民の利益のためにはマイナスになる。

考えの助けとして、仮に「オレオレ詐欺」が特殊な新しい犯罪として現在処分庁が統計等の情報を発表していなかったという状況を仮定していただきたい。世間の人々の殆ど全てが警察官も含めてオレオレ詐欺という犯罪の存在を知らない状態と、公文書開示によって起きる社会的認知と議論により、人々がオレオレ詐欺に警戒している状態と、どちらの方がオレオレ詐欺がしにくいであろうか。たとえオレオレ詐欺を警察が認知しているとわかることで、多少犯罪者が警戒することを加味したとしても、市民も議会もメディアも大部分の警察官も誰もオレオレ詐欺を知らない状態の方がはるかにその詐欺は容易であることは常識的に考えれば誰にでもわかることである。確かに、現在統計などの組織的認知を公表していないという理由で一切の情報公開を拒むことで、処分庁にとってはオレオレ詐欺に対応できてないとしても世間からそれを指摘されることがないため都合がよいかもしれないが、そのような処分庁の都合とは関係なくオレオレ詐欺自体は変わらず社会に存在するのである。仮に警察の認知が明かになりオレオレ詐欺の手口が巧妙化するなら、それは避けられないことであり、その巧妙化への対策をさらに社会の諸機関と連携して行えばよいだけであり、実際にそのようにしているはずである。

処分庁の理由説明の3つ目の問題は、「現在統計等の情報を公表していない特殊な犯罪についての公文書はその存否も含めて開示する必要はない」という処分庁の主張を、もし情報審査会が認めてしまった場合、これが電磁波照射等による武器や犯罪に関わらず、処分庁が認知していることを統計等で公開していないあらゆる形式の犯罪に関わる一切の情報を、犯罪を容易化する可能性があるという理屈で公開しなくてよいと認めてしまうことになる。これは大変な危険なことであり、審査会は決してそのような主張を認めてはならない。極論を言えば、この理屈が認めてしまうと、例えば仮に、処分庁が何らかの理由で明日から刃物を使用した犯罪の統計等の情報の公開を停止した場合、今後、刃物を使用

した犯罪についての公文書を公開すると、処分庁の現段階での刃物を使用した犯罪についての把握状況が明らかになって犯罪が容易になってしまうという理屈で、関連する公文書の存否確認を拒否できることになってしまう。ましてや、これからの時代、高度な技術を用いた新しい犯罪は幾らでも起きる可能性がある。ナノテクを使用した犯罪、新しい化学物質や生物兵器、ロボットを使用した犯罪、様々な高度技術による犯罪が起こり得るが、処分庁がその認知や犯罪の有無を統計等を発表しない限り、そのような犯罪に関して一切処分庁は公文書開示による情報開示の責任を免れる、という判断の前例を情報審査会が作ってしまうことになる。

東京都情報公開条例の7条4項は公安委員会の行政に関わる情報公開において、そのように拡大解釈されるべきではない。

東京都情報公開条例の冒頭には以下のように書かれている

「新たな時代に向けて地方分権が進展する中で、公正で透明な都政の推進と都民による都政への参加の促進により、開かれた都政を実現し、日本国憲法が保障する地方自治を確立していくことが求められている。

情報公開制度は、このような開かれた都政を推進していく上でなくてはならない仕組みとして発展してきたものである。東京都は、都民の「知る権利」が情報公開の制度化に大きな役割を果たしてきたことを十分に認識し、都民がその知ろうとする東京都の保有する情報を得られるよう、情報の公開を一層進めていかなければならない。」

ここで言う「都政」の中には処分庁の行う業務も含まれている。都民が都政に参加できるようにするための情報公開制度であり、それを担保するために情報審査会も存在する。警察が社会に開かれ、市民や社会の諸機関を連携することなしに警察単独では公共の安全を守ることはできない。

また、行政も人間が行うことでありその内容は完璧からは程遠い。新しい犯罪形式に対処するのは簡単な作業ではない。公務員はやらないで済むことは中々やらないかもしれない。情報公開制度はそのような行政の硬直性を促進するためではなく、市民の都政への参加により、より適正な活動を促すためにあるものと考えられる。

市民は日ごろ犯罪のことをあれこれ考え、情報収集などしていない。何故なら警察が犯罪に適切に対処してくれていると信頼しているからである。一方で、審査請求者は、電磁波照射による攻撃を受けていると訴える人々から、その被害を処分庁の警察官に訴えた時の対応を聞く機会がたびたびあるが、警察官の実際の対応も様々であり、全くそのような話を知らない警察官もいれば、何度か同様の訴えを他の人から受けたことがある、ということ伝える警察官もいる、中には、現在はそのような犯罪には対処する法律がないから、法律を作ってもらおうように議員に話してくれというような警察官の対応の報告も複数聞いている。それが現在の処分庁を含む警察の対応である。言い換えれば現場の警察官はそのような訴えにどのように対応してよいかわからない、というのが現状である。だから市民、議会、社会の諸機関と連携して対処するのである。しかし、そのような状況にありながら、もし処分庁の主張する理由で永久に情報公開しなくてよいならば、処分庁が今後も事態に対応しない状態が続くことを意図的に許すということになる可能性がある。それが、このような特殊な供養物を用いた犯罪やテロの実行を最も容易にする状況であることに疑いはない。

この行政不服審査は、人々の生命や身体の安全が関わる重要な審査であることを今までにも述べてきた。そのことを是非審査会の委員の方々によく考えていただき、適切な助言を処分庁にさせていただきたい。ここでいう適切とは、処分庁が対象の公文書の中で開示で

きる部分を検討し、一部でも開示するということである。

#### 4 実施機関による教示の有無及びその内容

東京都公安委員会からの理由説明書に意見がある場合、令和4年3月25日（金）までに東京都情報公開審査会に意見書を提出することができるとの教示がありました。

#### 7 添付書類

資料1 「読売新聞 2021年10月17日付記事」

資料2 S.1828 - HAVANA Act of 2021

<https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/1828>

資料3 「ロサンゼルス・タイムズ 2022年10月20日付記事」